

審査基準(公表用)

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

|         |                              |   |         |       |             |                  |          |  |
|---------|------------------------------|---|---------|-------|-------------|------------------|----------|--|
| 法令名     | と畜場法                         |   |         | 法令の番号 | 昭和28年政令216号 |                  |          |  |
| 許認可等の種類 | と畜場以外の場所で獣畜をとさつすることができる場合の許可 |   |         | 根拠条項  | 第13条第1項     |                  |          |  |
| 審査基準    |                              | <p>何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生労働省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜(生後1年以上の牛及び馬を除く。)をとさつする場合</li> <li>2 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにとさつすることが必要である場合</li> <li>3 獣畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、直ちにとさつすることが必要である場合</li> <li>4 その他政令で定める場合</li> </ol> <p>政令第4条<br/>法第13条第1項第4号の規定により、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をとさつすることができるのは、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害その他の事故により、と畜場が滅失し、又はその設備がき損し、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合</li> <li>2 離島であるため、その他土地の状況により、と畜場以外の場所においてとさつすることがやむを得ない場合であつて、かつ、都道府県知事が指定した地域において、又は都道府県知事の許可を受けて獣畜をとさつする場合(現在、県内では地域指定は行っていない。)</li> </ol> <p>申請の実績がないので、標準処理期間については、申請時対応。</p> |         |       |             |                  |          |  |
| 受付機関    | 食肉衛生検査所                      | 処理機関  | 食肉衛生検査所 | 交付機関  | 食肉衛生検査所     | 標準処理期間<br>標準経由期間 | 7日<br>日  |  |
|         |                              |   |         |       |             |                  | 目次<br>NO |  |